

雪害対策支援事業等説明会

次 第

平成 26 年 3 月 10 日(月)午後 2 時～
山梨県総合農業技術センター「農業展示館」

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

○施設倒壊対策

① 生産施設の撤去・再建支援等について

② その他

4. 閉 会

平成 26 年 2 月の大雪に係る農業被害への支援について

平成 26 年 3 月 7 日

去る 2 月 27 日に可決いただいた雪害対策に関する補正予算について、3 月 3 日に公表された国の支援対策(追加対策)を踏まえ、市町村、生産者団体と連携して、以下の内容で一体的に実施することとし、果樹をはじめ甚大な被害を受けた本県農業の早期復旧に向けて、きめ細やかな支援対策を講じてまいります。

(☆は、拡充等した支援策)

1 農業生産施設の撤去費用への支援

☆ (1) 特例的な災害等で発生した廃棄物処理制度の活用 [国(環境省)特別対策]

- ・市町村が、収集・運搬・処分を一括して実施
- ・補助率：国 5/10、市町村 5/10 (特別交付税措置 8 割)

☆ (2) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]

- ・農業者自らが撤去を行う場合、農業者負担がないよう標準的な撤去費の範囲内で助成
- ・補助率：国 5/10、県と市町村が 5/10 を折半して支援 (特別交付税措置 8 割)

2 農業用生産施設の再建・修繕に要する費用への支援

☆ (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]

- ・9/10 を助成 <農業者負担の最小化>
- ・補助率：国 5/10、県と市町村が 4/10 を折半して支援 (特別交付税措置 7 割)

(2) ハウス再建のための長期無利子資金の融通 [県単特別対策]

- ・限度額：2,000 万円 (畜舎 5,000 万円、☆農業法人 3 億円)
- ・償還期間：最長 25 年 (内据置期間 最長 10 年)

(3) JA による共同利用のための低コスト耐候性ハウス整備 [国(農水省)特別対策]

- ・補助率：国 1/2

(4) 共同利用ハウスの賃料助成 [県単特別対策]

- ・(3)のハウス賃料の一部を助成
- ・補助率：県 1/3

(5) JA の水稻育苗施設の復旧 [県単特別対策]

- ・補助率：県 1/3

3 苗木等の改植に要する費用への支援

☆ (1) 果樹経営支援対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]

- ・果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備に助成
- ・補助率：国 1/2

(2) 被害果樹等の苗木購入補助 [県単特別対策]

- ・(1)の助成対象とならない被災園に対する改植のための苗木購入の助成
- ・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

☆ (3) 水稲、野菜、花きの種苗確保対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]

- ・種苗等の生産に必要な資材の購入等を国が直接助成

(4) 花き栽培再開のための種苗購入補助 [県単特別対策]

- ・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

4 減収対策等の経営安定支援

(1) 農協等が行う各種の雪害対策資金の長期無利子化に必要な助成 [県単特別対策]

- ・補助率：市町村の利子補給額の 1/2 以内を助成
(無利子化：県 1.0%、市町村 1.0%、JA 等 0.15%を想定)

☆ (2) 果樹未収益期間支援事業の活用 [国(農水省)特別対策]

- ・未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成
- ・上記 3 (1)と連動して実施
- ・助成額：5 万円/10 a × 4 年分

☆ (3) 被災した畜産農家支援 [国(農水省)特別対策]

- ・経営安定対策における農業者積立金の免除等

5 その他

被災農業者に対する雪害対策資金の円滑な融通の確保

- ・債務保証を行う山梨県農業信用基金協会の財務基盤強化のための助成

雪害を受けられた農家の皆様にお知らせです。 施設の撤去や復旧に関する支援策を用意しています。

平成26年3月7日

是非ご活用ください！

施設倒壊対策として

被災した農業用施設等を撤去するには
被災により制度資金の一括返済が必要になつたとき

撤去(解体)に必要な経費を支援します！

被災した農業用施設を復旧するには
補助融資

借入金の借換で
無利子化します！

被災した農業用施設を復旧するには
補助融資

倒壊した施設の復旧を支援します！

必要な資金を無利子で
融資が受けられます！

共同出荷・管理等を前提に
JAの施設を借りられます！



- ◎災害等廃棄物処理事業(国(環境省)特別対策)
災害廃棄物を収集(撤去を含む)・運搬・処分に対し支援
実施主体:市町村
補助率:国50%、市町村50%
(特別交付税措置)
- ◎被災施設等応急対策事業費補助金
「被災農業者向け経営体育成支援事業」に、県・市町村が限度額の範囲で助成
補助率:国50%、県と市町村が5/10を折半して支援
- ◎償還円滑化緊急借換資金
限度額:2,000万円又は償還残高のいづれか低い額
償還期限:15年以内(うち据置7年以内)
貸付利率:無利子(保証料の負担なし)
- ◎「被災農業者向け経営体育成支援事業」を県、市町村
が連携し、生産施設の復旧を支援
補助率:国50%、県と市町村が4/10以内の補助額を
折半して支援農業者負担の最小化
- ◎農業施設復旧支援対策資金
限度額:個人 2,000万円(畜舎を含む場合5,000万円)
農業生産法人等3億円
償還期限:25年以内(うち据置10年以内)
貸付利率:無利子(保証料の負担なし)
- ◎被災ハウス栽培復旧事業費補助金(国補事業)
JAの低コスト耐候性ハウス整備に補助(共同出荷・管理)
- ◎被災ハウス復旧支援事業費補助金
JAが整備したハウスの賃借料を軽減
補助率:1/3以内

樹木・損傷対策として



苗木代を支援します！

復旧に向けて
果樹の苗木を
購入するには

苗木代を支援します！

復旧に向けて
洋ランやバラの苗を
購入するには



◎果樹経営支援対策事業((公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い)
果樹の改植・補植に係る苗木代、伐採費などを支援 国1／2(直接採択事業)
◎果樹未収益期間支援事業((公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い)
未収益期間の経費4年分を一括支援 国定額 20万円／10a(直接採択事業)

◎改植用果樹苗木購入事業費補助金
倒壊したハウス内の果樹の補植、改植にかかる苗木代を支援
補助率：購入費の2／3(県1／3、市1／3)

◎花きハウス栽培種苗購入事業費補助金
倒壊したハウス栽培再開のため栽培期間が長い花き種苗の購入
を支援 補助率：購入費の2／3(県1／3、市1／3)

減収対策として

近代化資金の返済
が困難になり、返済
期間の猶予が必要
になつたとき

◎被災農業者リスクペギュール資金
借換により既に借り受けている資金の返済を先延ばし
限度額：2,000万円
償還期限：据置3年のリスクペギュール＋残存償還年
貸付利率：無利子(保証料の負担なし)

購入済みの燃料や
資材等の経費の
支払いに困ったとき

◎雪害対策経営安定化支援資金
限度額：200万円
償還期限：5年以内(うち据置1年以内)
貸付利率：無利子(保証料の負担なし)

農家の皆様、
困つたらまずは!!

雪害対策相談窓口

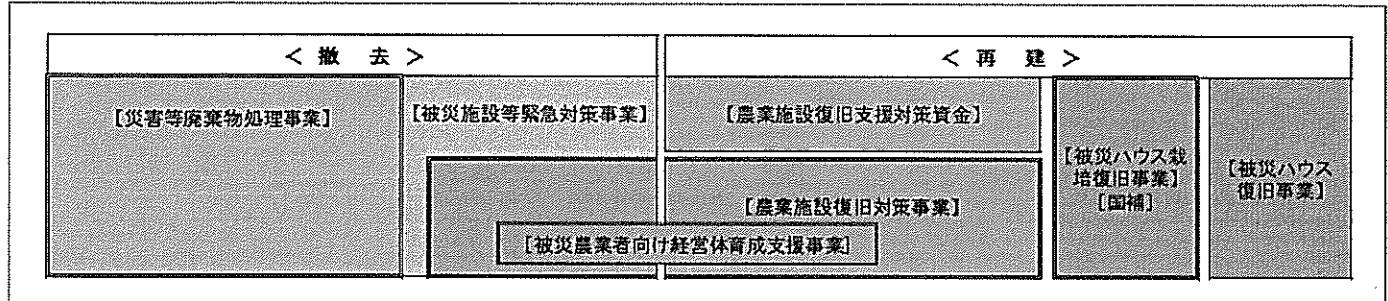
相談窓口：
TEL：

JA各支所、市町村、各地域普及センターへ

被災農業者向け経営体育成支援事業 (抜粋)

既存の実施要綱、交付要綱の主要事項を整理ましたが、今回の災害に対応した事業の詳細については、現在、国において改正に向け検討中であり、内容が変更となる場合があります。

<県事業と国補事業の相関>



<事業の実施方針>

事業実施主体(市町村)が、「被災農業者経営支援計画」を作成し、目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するもの

◆被災農業者経営支援計画◆

気象災害による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設の再建等のため、具体的な取組内容及びその成果目標を定めたもの

<助成対象者：被災農業者>

気象災害による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設等について、気象災害による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができる

◆融資等活用型補助事業対象経営体調書◆

市町村及び県の被害証明、事業の資金調達計画を作成。(被災証明は、写真による事後確認となる場合も可)

◆成果目標◆

成果目標は被災農業者の農業経営の維持とし、目標年度は事業実施年度とする。

<助成対象となる事業内容等>

助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長が対象となる災害ごとに定める内容に沿ったもの

- ① 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- ② 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- ③ 一体的に復旧、又は取得する附帯施設の整備
- ④ 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去(3/3 追加分)

※事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)による支援を受けているもの。

<実施事務>

① 被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)により被災支援計画を作成する

② 被災支援計画の承認等

事業実施主体は、被災支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受ける。

<事業の着工>

- ① 事業の着工は、原則として補助金の交付決定に基づき行う。
- ② 都道府県及び市町村が定める交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができる。
- ③ 被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。
- ④ 交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。
- ⑤ 事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失費用は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- ⑥ 都道府県知事は被災支援計画の承認時点で着工している場合は、被災支援計画の承認後において必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- ⑦ 助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させる。ただし、交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りではない。

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成25年11月以降の大雪)

【26年度及び25年度補正予算との合計 5, 229百万円の内数】

対策のポイント

平成25年11月以降の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

今冬の大雪による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

今冬の大雪による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊したハウス等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) (1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(3)>

再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる。

残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。

これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する。

(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる。)

<2の(4)>

農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10/10相当）とする。

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助。)

地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる。

定額助成の単価は以下のとおりとする（①～③については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）。

① 被覆材がガラスのハウス 1,200円／m²

② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880円／m²

③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス（自力撤去以外） 290円／m²

④ ③と同じハウス（自力撤去） 110円／m²

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成25年11月以降の大雪)

【26年度及び25年度補正予算との合計5, 229百万円の内数】

対策のポイント

平成25年11月以降の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

今冬の大雪による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

今冬の大雪による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊したハウス等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) (1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(3)>

再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる。

残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。

これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する。

(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる。)

<2の(4)>

農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10/10相当）とする。

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助。]

地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる。

定額助成の単価は以下のとおりとする（①～③については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ① 被覆材がガラスのハウス | 1,200円／m ² |
| ② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス | 880円／m ² |
| ③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス（自力撤去以外） | 290円／m ² |
| ④ ③と同じハウス（自力撤去） | 110円／m ² |

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

倒壊した農業用ハウス等の撤去等について

1 環境省の災害等廃棄物処理事業

- 市町村が事業実施主体となって実施
- 市町村事業なので農業者の負担なし
- 市町村管内の大雪により発生した廃棄物について収集・運搬・処分
- 農業用ハウス等の撤去を含む一連の処理も対象

2 農林水産省の被災農業者向け経営体育成支援事業

- 被災農業者が、経営を再開するに際して、1の事業に先行して、撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に、農業者が実施主体となって実施
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

【農林水産省】被災農業者向け経営体育成支援事業 (撤去部分)

1 事業のポイント

- 被災農業者が、経営を再開するに際して、1の事業に先行して、撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に、農業者が実施主体となって実施
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

2 事業の概要

【事業内容】

倒壊した農業用ハウス・棚等の撤去・運搬・処分に要する経費を支援

【助成対象者】

経営を再開しようとする被災農業者

【補助率】

農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10/10相当）とする

〔
　地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助
　地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる
〕

【採択要件】

- ① 今冬の豪雪により被災し、市町村から被災証明書の交付を受けていること
- ② 被災農業者が経営を再開しようとしていること

今冬の大雪による被害に係る環境省の対応について

▶ 今冬の大雪は、通常降雪量の少ない地域を中心に、農業用ハウス等の倒壊などにより甚大な被害をもたらしている。環境省では、以前より、災害により住宅等から発生した災害廃棄物の処理に要する経費に対する「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、市町村に対し支援を行ってきたところである。このたび、今冬の大雪による被害の実態に鑑み、要件の見直し等を行うこととした。

【環境省】災害等廃棄物処理事業

【事業のポイント】

- 被害が甚大で市町村が一体的に、収集(撤去を含む)・運搬・処分を行う場合に活用
- 市町村が事業実施主体となつて実施
- 市町村が実施するため農業者の負担はない

(事業の概要)

【事業内容】

災害により発生した廃棄物を生活環境保全上の観点から行う収集(撤去を含む)・運搬・処分

【実施主体】
市町村(一部事務組合を含む)

【補助率】

1／2(地方負担分1／2に対して80%まで特別交付税措置)

【採択要件】

- ①市町村の事業費が40万円以上(指定都市は80万円以上)
- ②積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超えて、かつ1m以上測られ、相当程度の被害が生じていること
- ③②に限らず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

【後の方針】
補助金申請等の取扱いについて近日中に通知を予定

【農林水産省】被災農業者向け経営体育成支援事業(撤去部分)

【事業のポイント】

- 被災農業者が経営を再開するに際して、速やかに撤去・運搬・処分を行う必要がある場合に活用
- 農業者の負担のないように助成
- 経営体を支援するという事業の性質上、被災農業者が経営を再開しない場合は、事業の対象とならない

(事業の概要)

【事業内容】

倒壊した農業用ハウス・棚等の撤去・運搬・処分に要する経費を支援

【助成対象者】

経営を再開しようとする被災農業者

【補助率】

農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10/10相当)とする
地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助
地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる

【採択要件】
①今冬の豪雪により被災し、市町村から被災証明書の交付を受けていること
②被災農業者が経営を再開しようとしていること

【環境省】災害等廃棄物処理事業

1 事業のポイント

- 市町村が事業実施主体となって実施
- 市町村事業なので農業者の負担なし
- 市町村管内の大雪により発生した廃棄物について収集・運搬・処分
- 農業用ハウス等の撤去を含む一連の処理も対象

2 事業の概要

【事業内容】

災害により発生した廃棄物を生活環境保全上の観点から行う収集（撤去を含む）・運搬・処分

【実施主体】

市町村（一部事務組合を含む）

【補助率】

1／2（地方負担分1／2に対して80%まで特別交付税措置）

【採択要件】

- ① 1市町村の事業費が40万円以上（指定都市は80万円以上）
- ② 積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上
- ③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

強い農業づくり交付金（雪害対応）

【26年度予算 23,385百万円のうち優先枠 2,000百万円】

対策のポイント

平成25年11月以降の雪害を受けた産地に対し、別枠で共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年11月以降の大雪により、選果場等の共同利用施設も大きな被害を受けたところです。
- ・雪害を受けた産地が安心して整備計画を作成できるよう、共同利用施設の整備を支援する強い農業づくり交付金において別枠で優先的に支援することが必要です。

政策目標

被災産地における農業生産の復興を目指す（農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること）

<主な内容>

雪害被災産地の競争力強化

今般の雪害を受けた産地における農業生産回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等の費用も特例的に支援します。

〔交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

【お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）】

強い農業づくり交付金（雪害対応）の運用

	通常の強い農業づくり交付金	今回の雪害対応の運用
対象地域	・全ての地域	・平成25年11月以降に雪害を受けた地域
支援対象者	・受益農家、事業参加農家ともに原則5戸以上必要	・左記に加え、受益農家が5戸以上であれば事業参加農家が5戸未満の農業法人等も支援対象
対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の整備 ・解体等の費用は原則対象外 牛乳工場、でん粉工場の再編合理化に伴い、解体等を行う場合のみ対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の整備 ・解体等の費用も対象 施設の種類、再編合理化の有無を問わず対象
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の整備に係る費用は1/2以内、4/10以内、1/3以内等 ・解体等の費用は1/3以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の整備に係る費用は全て1/2以内 ・解体等の費用は1/3以内ただし、施設の統合等の場合は1/2以内に嵩上げ
上限事業費	・施設の種類毎に設定	・設定しない
成果目標	・高品質化、低コスト化など、一定程度高い目標を設定することが必要	・農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること

果樹産地再生支援対策

【26年度予算 6, 918百万円の内数】

対策のポイント

この冬の大雪による果樹産地の被害に対応し、優良品目・品種への転換に向けた改植及び未収益期間に対する支援に加え、改植に伴う果樹棚等の設置に必要な資材導入等を支援します。

<背景／課題>

永年性作物である果樹は、価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、改植が進まない状況となっています。

また、この冬の大雪により、果樹産地は大きな被害を受けています。

政策目標

大雪により被害を受けた果樹産地の速やかな再生

<主な内容>

○ 果樹における改植及び未収益期間対策

- (1) 果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援を行います。
- (2) この冬の大雪による被害に対応し、改植及び未収益期間に対する支援に加え、被害果樹の改植に伴う果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等の支援等により、産地の実情に応じた運用改善を図ります。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：(公財) 中央果実協会

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

被害果樹園の再生を支援します。

この冬の大雪による被害を受けた果樹園を再生する際の改植と、あわせて行う果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等に要する経費や、改植に伴う未収益期間に必要な経費に対して支援します。

具体的な支援の内容

以下の①～③の経費に対する支援を行います。

① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等の経費

- ・ 1／2（ぶどう、もも、なし等）
- ・ 32万円／10a（りんごわい化栽培）
- ・ 16万円／10a（りんご普通栽培）
- ・ 22万円／10a（みかん）

② 果樹棚やトレリス（わい化栽培用の支柱等）の設置に必要な資材導入等に要する経費

【この冬の大雪による被害に対応した特例措置】

- ・ 1／2（改植と一体的に整備）

③ 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等の経費

- ・ 5万円／10a × 改植の翌年から4年分

※ 面積単価 × 支援年数（20万円／10a）を初年度に一括交付

【ぶどう農家の場合】

①改植への支援
20万円／10a程度
(補助率1／2)



追加！

②果樹棚への支援
60万円／10a程度
(補助率1／2)



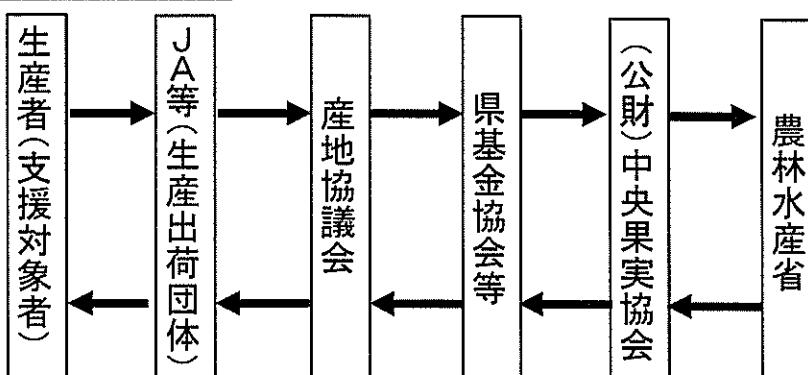
③未収益期間への支援
20万円／10a



改植関係全体で、
10a当たり100万円程度（①
+②+③）の支援が可能です！

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※ 大雪による被害を受けている場合は、事業申請の随時受付、優先的な交付決定の手続きをとりますので、お気軽にご相談下さい。

○ぶどうの果樹棚



○りんごのトレリス（わい化栽培用）



お問い合わせ先

農林水産省生産局園芸作物課需給調整第2班 TEL:03-3502-5957
公益財団法人中央果実協会指導部 TEL:03-3586-1381

農業施設復旧支援対策事業費補助金について（案）

1 趣旨

平成26年2月の雪害により被災した農業施設を復旧しようとする農業者に、被災農業者向け経営体育成支援事業を活用して、補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容

県は、農業施設を復旧する農業者に対して、農業者負担の最小化を図るため、国の補助額に加え、県と市町村が事業費の4／10を折半する金額を市町村に補助する。

（1）対象者（以下のすべての条件を満たす者）

- ・ 農業用施設等に被害を受けた者。（被害の程度等は問わない。）
- ・ 市町村長が被害を認定した者。

（2）対象となる経費

当該雪害を受けた農産物の生産に必要な施設（園芸用ハウス・畜舎等農業用施設、特用林産施設）の再建・修繕に係る経費。

（3）補助金の予算額（国費＋県費）4億円

（4）補助金の補助率：事業費の90%（国50%、県20%、市町村20%）

※ 国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」と連携して実施。

(3月3日説明会時資料)

農業施設復旧支援対策事業費補助金について

1 趣旨

平成26年2月の雪害により被災した農業施設を復旧しようとする農業者に、JA等金融機関が「農業施設復旧支援対策資金」を融通する場合において、農業者の負担を軽減するため利子補給を行う市町村に対し、当該融資残に係る補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容

県は、「農業施設復旧支援対策資金」を融通した市町村に対し、当該融資残に係る補助金を交付する市町村に、補助金の1/2以内を補助する。

(1) 対象者 (以下のすべての条件を満たす者)

- 農業用施設等に被害を受けた者。(被害の程度等は問わない。)
- 市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者。
- ~~融資残補助を利用することができる者は、地域の中心経営体のうち45才未満の者で、今後経営規模拡大を見込める者。~~
- 融資残補助金の対象者は、当該農業施設復旧支援対策資金の融資を受けた者。

(2) 資金使途

当該雪害を受けた施設(園芸用ハウス・畜舎等農業用施設、特用林産施設)の復旧に係る経費。

(3) 融資残補助金の予算額(補助金ベース) 4億円

(4) ~~補助金の補助率:事業費の30% (県15%、市町村15%)~~

※ 現状、国の「経営体育成支援事業」と連携して実施予定。

詳細がわかり次第お知らせします。

(5) ~~補助金額の上限: 600万円 (畜舎を含む場合 1, 500万円)~~

※ ~~この補助金の交付は、1経営体当たり1件とする。~~

【関連番号：7】

被災した畜産農家の経営安定

対策のポイント

今般の大雪により被害を受けた畜産農家が、今後も意欲を持って経営を継続していけるよう、経営安定のための支援を行います。

<背景/課題>

- ・今般の大雪により、畜舎の倒壊や生乳の廃棄など、畜産農家も大きな被害を受けたところです。
- ・被災した畜産農家が、今後も意欲を持って経営を継続していけるよう、経営安定のための支援を図ることが必要です。

政策目標

被災した畜産農家の経営の継続

<主な内容>

(1) 酪農

雪害により生乳廃棄を余儀なくされた都府県及び北海道の酪農経営体に対し、次の支援を実施。

- <具体的な補助対象>
- ・初妊牛の導入支援：1頭当たり5万円
 - ・性別別受精卵移植への補助：10万円が上限
(酪農生産基盤維持緊急支援事業)

(2) 肉用牛

- ① 粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）において、被災した畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置を実施。

(参考) 生産者積立金：肉専用種18,000円/頭、交雑種30,000円/頭、乳用種25,000円/頭

- ② 被災した畜産農家が行う、繁殖雌牛の増頭を支援（1頭当たり8万円又は10万円）。(肉用牛経営安定対策補完事業のうち中核的担い手への増頭支援)

(3) 養豚

- ① 粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する養豚経営安定対策事業において、被災した畜産農家の生産者積立金の免除の特例措置を実施。

(参考) 生産者積立金：1,000円/頭

- ② 被災した畜産農家が行う、肉豚生産の母豚になる交雑種雌豚の導入を支援（生体1頭当たり10万円が上限）。(養豚経営安定対策補完事業)

お問い合わせ先：

- | | | |
|----------------|-----------|----------------|
| (1) | 生産局牛乳乳製品課 | (03-3502-5988) |
| (2) ①と②、 (3) ① | 生産局畜産企画課 | (03-3502-0874) |
| (3) ② | 生産局畜産振興課 | (03-3591-3656) |

H26.3.10 雪害対策支援事業等説明会資料
花き農水産課農産食糧担当

水稻育苗施設緊急復旧支援事業の概要

- 実施内容： 本年2月の大雪により被害を受けたJAの管理する育苗施設について、JAの行う施設の復旧に対し、支援を行う。
- 実施主体、交付先 : 農業協同組合
- 補助率 : 1／3以内
- 事業費 : 26, 675千円 (10a当たり標準事業費 4, 850千円)
- 補助額 : 8, 891千円
- 事業実施期間 : 平成25年度～26年度

「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」
(国の直接採択事業)

- 実施内容： 水稻育苗施設の倒壊により水稻種苗の生産に支障を来している農家等に代わり、JAが水稻種苗生産の増強を図るために要する資材(被覆資材、水稻育苗箱等)やJAが他県等へ水稻の育苗を委託する場合の種糓の輸送費を助成する。
- 実施主体 : 山梨県水田畑作農業再生協議会
- 取組参加者 : JA
- 補助率 : 10/10以内 (予算の範囲内)
- 事業スケジュール
取組参加者 (JA) の公募、取組参加者 (JA) の事業計画申請 (3月中旬)
事業計画承認 (3月中下旬)
事業開始

花きハウス栽培種苗購入事業費補助金の概要

○事業目的

ハウス施設に被害を受けた花き農家の栽培再開を支援するため、施設復旧後、花き種苗購入に要する経費を助成する。

○事業内容

花き農家が、ハウス施設の損壊により栽培している洋らん・バラが被害を受けた場合、施設を復旧し栽培を再開するにあたり、種苗の購入に対して補助する。

○事業実施年度

平成25年度～平成26年度

○事業実施主体

営農集団、農業協同組合

※農家からのとりまとめ、申請等を行う

○負担割合

県1/3、市町村1/3、農家1/3

○対象品目

- ・洋らん(コチョウラン、シンビジウム等、ただし、種苗導入から出荷までの期間が2年以上のもの)
- ・バラ

○対象となる条件

ハウスの損壊により損傷を受けて栽培を継続することができなくなった洋らん・バラがあり、施設を復旧し栽培を再開する場合（当該花きハウスについて市町村の被災証明が必要）

○対象種苗費

復旧したハウス施設における種苗購入数量×単価

※損壊したハウス施設内で被害を受けた洋らん・バラの状況、復旧したハウス施設の状況等により、妥当性を確認

○花きハウス栽培種苗購入事業費補助金の基本的な流れ

